慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	自由党高田事件に関する新史料
Sub Title	New materials on the trial of Liberal Party for the attempted
	insurrection at Takada (1883)
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1975
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology
). Vol.48, No.5 (1975. 5) ,p.74- 93
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19750515-0074

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

料

自由党高田事件に関する新史料

手 塚

裁判小考」を発表し、同事件の内容を、その検挙に至つた事情と裁(1) 用し、一応の素描を試みたものである。 始審裁判所高田支庁書記杉村近知のものと思われる回顧談などを利 料をつづり合せ、且つ新潟新聞の報道あるいは事件を審理した新潟 きわめて貧弱な分量にすぎなかつた。前掲拙稿は、それら断片的史 喬任文書」「三島通庸文書」などに散在する若干のものしか判明せず、 できる史料としての公文書の類は、国会図書館憲政史料室蔵「大木 判の進行状況に焦点をあわせて考察した。当時、同事件関係の信頼 昭和四十八年、私は本誌第四十六巻四、六号に「自由党高田事件 た 参議にも回覧されていたことが判明する。 本省との往復文書は、ほとんど全て太政大臣、右大臣、左大臣、各

県下頸城自由党逮捕一件」と題する一括文書が存在することを知つ より、国立公文書舘所蔵の「公文別録・明治十六年」の中に、「新潟 ところが、最近、私は、藤田弘道君(大阪学院大学講師)の御示教に

> 関係検察機関と司法省との往復書類などを中心とする相当量の文書 である。また、そうした文書に附せられた紙片によつて、出先きと、 新潟県令より内務卿への報告、内務省出張官員の本省への報告、 豊

は否定されることを知り、私は思わず頰に血ののぼるのを禁じえな 文書の記事により、あるものは確実にうらづけられ、またあるもの かつたのである。 の欠缺に苦しみつつ、私が敢て行つたいくつかの推測が、それら公 私がこの文書をはじめて披見したとき、前掲拙稿において、史料

その他若干のものを省略した)を、高田事件関係新史料として覆刻、紹 ここに、その文書の大部分(前述の三島文書にふくまれているもの、

七四

介する所以である。

その題名は、私が適宜附したもので、原文のものではない。 次に、各文書について簡単な解題を附しておく。文書の番号と、

高田自由党員動静探偵書

月四日頃とされているが、そのことは、いち早く十六年二月初旬ま新潟において彼等三名が高官暗殺の謀議を行つたのは、十五年十一 井のみ有罪、井上、風間は証拠不十分で予審免訴)。赤井の自供によると、(2) 院の裁判に附された容疑事実にほぼ同じである(裁判の結果では、 えて決死上京、三条、岩倉の二大臣、山田、井上両参議の暗殺を計 頃、高田の党員赤井景韶、井上平三郎、風間安太郎の三名が刀を携 義宛に報告された探偵書である。その内容は、明治十六年二月中旬 力である。 画しているというのである。赤井ら三名が、後ちに内乱罪で高等法 ら、その情報源は警察と思われるが、それにしても驚くべき採知能 でに当局側に探知されていたことが判明する。県令の報告であるか 高田事件勃発前約一ヵ月、新潟県令永山盛輝から、内務卿山田顕 赤

計らずも暴露したものと推測した。しかし、実際は一斉検挙以前かことが判明したが、関係者の取調で、赤井ら三名の高官暗殺陰謀が 私は前掲拙稿において、三月二十日の高田自由党員一斉検挙の結 八木原繁祉を中心とする内乱陰謀事件は全く架空の容疑である 赤井らのことはすでに警察側に知られていたのである。とすれ 一斉検挙はなかつたとしても、 赤井ら三名の逮捕は、早晩行わ

自由党高田事件に関する新史料

れたのかも知れない。

新潟県令より内務卿への報告

いわば事件勃発の第一報といえよう。 三月二十日、高田を中心に、自由党員の一斉検挙が行われたこと 新潟県令永山盛輝が内務卿山田顕義宛に報告した電報である。

新潟始審裁判所上席検事正木昇之助より司法卿への報告

Ξ

が、明らかに判明する。 事の指揮によるものではなく、現地高田の検事が独断で行つたこと 事件発生の第一報である。この報告の内容から、一斉検挙は正木検 新潟始審裁判所上席検事正木昇之助より司法卿大木喬任に対する

四 (検務)へ報告 新潟始審裁判所高田支庁検事足立隆則より司法省第十局

本省詰検事渡辺驥で、彼が第十局長であつたと思われる。官」は第十局副長大書記官安藤則命、「渡辺検事」は大審院検事長兼官 繁祉を中心とする重大な容疑事件が発覚したとし、急ぎ関係者二十 三名の逮捕にふみ切つたことを報告した電報である。 「安藤大 書 記 高田の足立検事から、本省に対し、長谷川三郎の逮捕から八木原

五 新潟始審裁判所高田支庁検事足立隆則より司法省第十局 への高田の自由党員不穏の状況報告

大木司法卿が、一斉検挙の当初、詳しい事情がわからなかつたの大木司法卿が、一斉検挙の直後、取敢えず三条太政大臣へ報告したものであるとし、党員中の牒者を、高岡で開催の北陸七州自由党懇談会にかざわざ参加させ、証拠蒐集に当らせることを報じ、それに関する第十局の意向を打診したのである。これに対し、第十局は、事件は重大であるから十分な捜査を尽してから事に当ること、そして検挙第十局の意向を打診したのである。これに対し、第十局は、事件は重大であるから十分な捜査を尽してから事に当ること、そして検挙第十局の意向を打診したのである。これに対し、第十局は、事件は第十局の意向を打診したのである。とれに対し、第十局は、事件は第十局の意向を打診したのである。ところが実開始に先立ちかならず申出ることを指示したのである。ところが実際には、高田の検察当局は、第十局の指示を仰ぐことなく、独断専門には、高田の検察当局は、第十局の指示を仰ぐことなく、独断専門には、高田の検察当局は、第十局の指示を仰ぐことなく、独断専門に自由党員中」「信認スル者一名」すなわち検察当局の牒者が、長行、三月二十日の一斉検挙を行つたのである。ところが実が、長力のである。ところが実が、長力のである。ところが実が、長力のである。ところが、またのである。ところが、またのである。というないのである。というないのである。というないのである。というないのである。というないとないのである。というないというないのである。というないのである。というないというないのである。というないのである。というないのである。というないのである。というないのである。というないのである。というないのである。というないのである。というないのである。というないのである。というないのである。というないのである。というないのである。というないのである。というないのである。というないのである。というないのである。というないのである。というないかのである。というないのである。というないのである。というないのでは、これに対している。というないのである。というないのではないる。というないのである。というないのである。というないのである。というないのでは、これに対している。というないのである。というないのでは、これに対しているないのである。というないのである。というないのである。というないないのである。というないのである。というないのである。というないのである。というないのである。というないのではないないのである。というないのである。というないを表にいるというないのである。というないのである。というないのである。というないのでは、まないのである。というないのである。というないのである。というないのでは、これに関する。というないのでは、これに関する。これに関する。これに関するのである。これに関する。これに関するのである。これに関する。これに関する。これに関する。これに関する。これに関するのでは、これに関する。これに

覚状況報告 、 新潟県令より内務卿へ長谷川三郎逮捕による内乱陰謀発

七 新潟県令より内務卿へ一斉検挙の人名報告

いた数通の手紙)と称せられるものが発覚した経緯が、一応判明する。のに至つた状況、そしてまた内乱陰謀の証拠物件(長谷川が所持してるに至つた状況、そしてまた内乱陰謀の証拠物件(長谷川が所持しての、長谷川三郎が高田警察署に出頭、武田警部を侮辱して逮捕されり、長谷川三郎が高田警察署に出頭、武田警部を侮辱して逮捕されり、長谷川三郎が高田警察署に出頭、武田警部を侮辱して逮捕されり、一斉検挙直後の三月二十二日と二十三日に、永山県令から、一斉

山県令は全く知らなかつたものと思われる。り、その証拠物件とされた手紙もまた偽造品らしいことなどは、永り、その証拠物件とされた手紙もまた偽造品らしいことなどは、永は、高田の検事補堀小太郎と長谷川とが共謀して仕組んだ芝居であは、高田の検事補堀小太郎と長谷川とが共謀して仕組んだ芝居であは、高田の検事補堀小太郎と長谷川とふくむ)

現地派遣柴五等属より内務卿への報告

八

署側の見解でもあつたものと思われる。署側の見解でもあつたものと思われる。この第一報を内務卿へ打電したと思われる。この報告によると、一斉検挙は検事の「軽挙」であたと思われる。この報告によると、一斉検挙は検事の「軽挙」であたと思われる。この報告によると、一斉検挙は検事の「軽挙」であいたとし、長谷川三郎は検事の密偵で、彼が暴露したという犯罪事のになることを予想している。この柴の見解は、同時に、高田警察のになることを予想している。この柴の見解は、同時に、高田警察のになることを予想している。この柴の見解は、同時に、高田警察のになることを予想している。この柴の見解は、同時に、高田警察のになることを予想している。この柴の見解は、同時に、高田警察のになることを予想している。この柴の見解は、同時に、高田警察のになることを予想している。この柴の見解は、同時に、高田警察のになることを表している。

九 現地派遣柴五等属より警保局長への詳報

十分を理由に当初決行をためらつたが遂に検事の職権命令に屈したがあり、一斉検挙について、高田警察署長警部赤木義彦は、証拠不いあり、一斉検挙について、高田警察署長警部赤木義彦は、証拠不警察署に出頭、逮捕されて陰謀の発覚した一件は「堀検事補ノ内命警察署に出頭、逮捕されて陰謀の発覚した一件は「堀検事補ノ内命警察署に出頭、逮捕されて陰謀の発覚した一件は「堀検事補ノ内命警察署に出頭、逮捕されて陰謀の深道に検事の職権命令に屈した

有することは確実であり、ただ準備不完全で検挙に着手 し た の は相違があるが、しかし、八木原ら高田の自由党員が「狂暴」の志を知つた始末である。したがつて県庁側と検察側との間には、意見ののであり、県当局も赤木署長の巡査派遣要請ではじめて事件発生を

れることを主張した。この柴の報告は、私の推測を確実にうらづけた、事前に警察署長の異動などを行い、検挙体制を整えたという説すら主張されていたが、私は前掲拙稿で、それに反駁し、警察側説すら主張されていたが、私は前掲拙稿で、それに反駁し、警察側説すら主張されていたが、私は前掲拙稿で、それに反駁し、警察側説すら主張されていたが、私は前掲拙稿で、それに反駁し、警察側説すら主張されていたが、私は前掲拙稿で、それに反駁し、警察側記すられていたが、私の批測を確実にうらづけ、とくに警にがある。

より内務卿への報告 - 長谷川三郎の「発狂」について石川県令、新潟県令

るものであろう。

したものと思われる。それがため、石川県の警察官の目には、長谷川県の警察に、自分を無理に逮捕させるため、意識的に奇怪な行動をれであり、両県令の見解は全くくいちがつている。長谷川は、石川県令岩村高俊から内務省に寄せられたため、山田内務卿は、さら態度が余りにも奇矯であつたため、狂人と思われる旨の報告が、石態度が余りにも奇矯であつたため、狂人と思われる旨の報告が、石具の警察に、自分を無理に逮捕させるため、漁職的に奇怪な行動を

自由党高田事件に関する新史料

川が狂人として映じたのであろう。

十一 東京控訴裁判所検事長岡本豊章を現地へ派遣する件

大木司法卿は、三月二十五日、検事長岡本豊章を「管内巡廻」の大木司法卿は、三月二十五日、検事長岡本豊章を「管内巡廻」の大木司法卿は、三月二十五日、検事長岡本豊章を「管内巡廻」の大木司法卿は、三月二十五日、検事長岡本豊章を「管内巡廻」の大木司法卿は、三月二十五日、検事長岡本豊章を「管内巡廻」の大木司法卿は、三月二十五日、検事長岡本豊章を「管内巡廻」のた。

- 二 新潟県令および柴五等属より内務卿への報告

のは、その点に関する情報が、新潟の県令のもとには、まだとどいのは、その点に関する情報が、新潟の県令のもとには、まだとどいが、山田内務卿より三条太政大臣へ上申されたのである。これにより、これまで不明確であつた本山信次と江村正綱おある。これにより、これまで不明確であつた本山信次と江村正綱おある。これにより、これまで不明確であつた本山信次と江村正綱おある。これにより、これまで不明確であつた本山信次と江村正綱および鈴木貞司の逮捕日が「三月二十一日」であつたことがわかる。とから、堀検事補と長谷川とのなれあいについては、永山県令はまだ十分には了解していなかつたらしく「長谷川三郎ナル者石川県ニだ十分には了解していなかつたらしく「長谷川三郎ナル者石川県ニだ十分には了解していなかつたらしく「長谷川三郎ナル者石川県ニだ十分には了解していなかつたらしく「長谷川捕縛に関する詳報(甲永山新潟県令より内務卿へ報告した長谷川捕縛に関する詳報(甲永山新潟県令より内務卿へ報告した長谷川捕縛に関する詳報(甲永山新潟県令より内務卿へ報告した長谷川捕縛に関する詳報(甲永山新潟県令より内務卿へ報告した長谷川捕縛に関する詳報(甲永山新潟県令より内務卿へ報告した長谷川捕縛に関する計報(甲永山新潟県令より内務卿へ報告した長谷川捕縛に関する計報(甲永山新潟県令より内務卿へ報告した。

ていなかつたのであろう。

内密探偵書は、おそらく柴が、高田警察署において事情を調査し宗宛手紙、新潟県警部長井上正貞意見書の四通で、他は省略した。ここで覆刻したのは、内密探偵書、探偵書、八木原繁祉より小林福とこで、柴五等属からの報告は、各種文書十四点であるが、この内、

る。

所持の手紙で内乱陰謀が暴露するよう仕組んだのは、この密議の結所持の手紙で内乱陰謀が暴露するよう仕組んだのは、この密議の結めつたが、この探偵書によつて、事の次第がくわしく判明する。といては知られていたが、この探偵書によつて、事の次第がくわしく判明する。としては知られていたが、この探偵書によつて、事の次第がくわしく判明する。としては知られていたが、この探偵書によって、事の次第がくわしく判明する。としては知られていたが、この探偵書によって、事の次第がくわしく判明する。としては知られていたが、この特事の議者であったといわれている)としては知られていたが、この探偵書によって、事の次第の伝表で認されるような経緯で長谷川三郎を、高田の警察あるいは検察当局が、どのような経緯で長谷川三郎を、高田の警察あるいは検察当局が、どのような経緯でた。

れていたが、この探偵書により一切が氷解する。 で、石川県警部松井良設 が「放生津警察分署」から高田へ送られることになつた事情につ 川が「放生津警察分署」から高田へ送られることになつた事情につ いは本人が保護を求めて出頭したとする説など、さまざまに考えら いは本人が保護を求めて出頭したとする説など、さまざまに考えら いは本人が保護を求めて出頭したとする説など、さまざまに考えら いは本人が保護を求めて出頭したとする説など、さまざまに考えら いれていたが、この探偵書により一切が氷解する。 果であるという柴の推測は、正に事件の核心を伝えたものであろう。

であるが、その全文はこれまで明らかになつていなかつたものであ(八木原の小林宛の手紙は、彼か不敬罪に問われた唯一の証拠物件)

リ」という片言隻辞をとらえ、八木原を不敬罪に追い込んだのであ十月十二日堂々タル我日本帝国亡滅之日ナリ他ニ非ス勅諭ノ一文ナ検察当局は、小林宅の家宅捜索で押収したこの手紙の「明治十八年後来当局は、小林宅の家宅捜索で押収したこの手紙の「明治十八年の、八木原ら数十名を内乱陰謀罪で摘発することに失敗した高田のる。八木原ら数十名を内乱陰謀罪で摘発することに失敗した高田の

の点、大木司法卿特派の岡本検事長の早期「釈放」意見と真向からることは、前々より探知し、課者を用いて内偵していたこと、その結二十日、計らずも検事の指揮で一斉検挙が決行されたこと、その結二十日、計らずも検事の指揮で一斉検挙が決行されたこと、その結果は十分な証拠が挙げられなかつたことを述べ、しかし、検挙者を果は十分な証拠が挙げられなかつたことを述べ、しかし、検挙者を果は十分な証拠が挙げられなかつたことを述べ、しかし、検挙者を果は十分な証拠が挙げられなかつたことを述べ、しかし、検挙者を果は十分な証拠が挙げられなかつたことを述べ、しかし、検挙者を果は十分な証拠が挙げられなかつたことを述べ、しかし、検挙者を来収拾スへカラサルノ災害」をもたらすから、何とか適当の処置を終るべきであると主張している。これは、永山県令並に大書記官木採るべきであると主張している。これは、永山県令並に大書記官本経済の岡本検事長の早期「釈放」意見と真向からの点、大木司法卿特派の岡本検事長の早期「釈放」意見と真向からの点、大木司法卿特派の岡本検事長の早期「釈放」意見と真向からの点、大木司法卿特派の岡本検事長の早期「釈放」意見と真向からの点、大木司法卿特派の岡本検事長の早期「釈放」意見と真向から

十三 大木司法卿より三条太政大臣への報告

対立したわけである。

であつたことを考察、それにもかかわらず、四月十七日、八木原関稿において、岡本検事長が、大部分の検挙者について早期釈放意見放見込意見を、三条太政大臣へ上申したものである。私は、前掲拙放晃込意見を、三条太政大臣へ上申したものである。私は、前掲拙大木司法卿が、現地特派の岡本検事長の報告にもとづき、高田の大木司法卿が、現地特派の岡本検事長の報告にもとづき、高田の

(天誅党以外は予審免訴になつている)、起訴を指示したとみるべきで使寿針を打ちだしたためであろうと推測した、しかし、この太政大便方針を打ちだしたためであろうと推測した、しかし、この太政大便の上申からみると、大木が強硬策を積極的に採つたとは考えらにから出れない。私の推測は的をはずれていたわけである。とすると、釈放れない。私の推測は的をはずれていたわけである。とすると、釈放に放政上書ありとする県庁側の政治的意見(内務省もこの見解を支援したかも知れない)に押された大木が、裁判の結果は一応関として)、内乱罪容疑で、係十二名を(赤井ら三名の天誅党事件は一応別として)、内乱罪容疑で、

- (2) 拙稿・前掲論文・本誌第四十六巻六号・六〇頁以下。四号・一頁以下、六号・三一頁以下参照。四号・一頁以下、六号・三一頁以下参照。
- 、 拙稿・前掲論文・本誌第四十六巻六号・六○頁以下。

自由党高田事件に関する新史料

- (3) 拙稿・前掲論文・本誌第四十六巻六号・四七頁。
- 歴書は、中原英典氏からその所蔵に係る写本により御教示をうけた。そ(5) 大書記官安藤則命は、明治十五年六月二十二日に第十局副長に任命(5) 大書記官安藤則命隊歴書」による)。渡辺驥については、私はまだ詳された(「安藤則命隊歴書」による)。渡辺驥については、私はまだ詳された(「安藤則命隊歴書」による)。渡辺驥については、私はまだ詳された(「安藤則命隊歴書」による)。渡辺驥については、私はまだ詳された。
- (6) 長谷川が高田警察署に出頭した際、侮辱したという相手の警部につてが、出稿・前掲論文・本誌第四十六巻四号・二三頁註20・参照)、あつたが、出稿・前掲論文・本誌第四十六巻四号・二三頁註20・参照)、

の学恩を謝す。

あろう。

- (7) 永木千代治「新潟県政党史」昭和十年初版・一一五頁――一一六頁 (7) 永木千代治「新潟県政党史」昭和三十二年)・短五頁、「新潟県百件の顛末」・頸域文化第一二号(昭和三十二年)・四五頁、「新潟県政党・田和三十二年)・四五頁、「新潟県政党史」昭和十年初版・一一五頁――一一六頁 (昭和四十三年)上巻・三六八頁等参照。
- (8) 拙稿・前掲論文・本誌第四十六巻四号・一七頁以下、六号・三五頁以下。
- (0) 拙稿・前掲論文・本誌第四十六巻六号・四四頁、四五頁、五七頁。(9) 拙稿・前掲論文・本誌第四十六巻六号・三七頁以下。
- (11) 省略したものは、次の通りである。

長谷川から妻さち宛手紙(十六年三月十五日)、足立検事の長谷川調書(十六年三月十五日)、長谷川から大島安治宛手紙(十六年三月十五日)、武田警部告発書(十六年三月二十日)、長谷川から布施徳太郎宛手紙

ん (四九三)

人宛名人不明手紙(日付なし)、天誅党主意書、天誅党盟約規則、井上月十五日)、八木原から土肥善四郎宛手紙(十六年三月十九日)、差出月十五日)、八木原から土肥善四郎宛手紙(十六年三月十九日)、差出人宛名人不入つており、私も前掲拙稿で、それらを利用した)。差出人宛名人不上の六点は、国会図書舘蔵「三鳥通庸文書」の中にも、同様の写しが上の六点は、国会図書舘蔵「三鳥通庸文書」の中にも、同様の写しが上の六点は、国会図書舘蔵「三鳥通庸文書」の中にも、同様の写しが上の六点は、国会図書名は、「一六年三月十九日)(以

平三郎演説草稿一篇。

「天誅党主意書」、「天誅党盟約規則」は、赤井宅から押収されたもの「天誅党主意書」、「天誅党盟約規則」は、赤井宅から押収されたもの「天誅党主意書」、「天誅党盟約規則」は、赤井宅から押収されたのであると註記されているが、高等法院判決書所引のもの(拙稿・前掲論文・本誌第四十六巻六号・六九頁―七○頁註3・参照)と、多少字句に相違がある。赤井が有罪に追いこまれた有力なキメ手の一つとなつたこれらの文部にないて、四月十五日以前であると推測した(本誌第四十六巻六号・四二頁)。しかし、四月五日、これらの文書が、山田内務卿から三条太四二頁)。しかし、四月五日、これらの文書が、山田内務卿から三条太四二頁)。しかし、四月五日、これらはおそくとも三月政大臣へ内申されていることから判断すると、それらはおそくとも三月政治の家宅捜索で、いち早く当局に押収されたのかも知れない。「天誅党盟約規則」は、赤井宅から押収されたもの「天誅党主意書」、「天誅党盟約規則」は、赤井宅から押収されたもの「天誅党主意書」、「天誅党盟約規則」は、赤井宅から押収されたもの「天誅党主義」といる。

- 田に出張していることを報じている。(13) 明治十六年三月二十五日・新潟新聞は、石川県警部松井良哉が、京

四十年)』の記事である(一四三頁)(明治十六年五月、富山県は石川県から分離して設けられ、放生津をふくむ越中国を、その管内に収めた)。最ら分離して設けられ、放生津をふくむ越中国を、その管内に収めた)。最近出版された「石川県警察史」上巻(昭和四十九年)においても、明治十六年三月当時、高岡警察署の管下に伏木分署の名はみえているが、放生津分署の名はみあたらない(二五七頁)。これら富山、石川両県警察史は過つて放生津分署の名を落したと思われるので――その理由を、私は理過つて放生津分署の名を落したと思われるので――その理由を、私は理場が下された。

- 二頁註9・参照。 二頁註9・参照。
- 巻六号・六四頁以下参照。 巻六号・六四頁以下参照。 巻六号・六四頁以下参照。
- 三郎とは別人であつたと思われる。 一三郎とは別人であつたと思われる。 三郎とは別人であつたと思われる。 一三郎とは別人であつたとがわかられた。 一三郎とは別人であつたとがわかられた。 一三郎とは別人であつたと思われる。
- (8) 新潟の警察本署から高田へ派遣された警部の内、柴田克己、丹羽済五郎、福島武司、吉国祐恒、奥野正次については、新潟新聞の報道により、郎、福島武司、吉国祐恒、奥野正次については、新潟新聞の報道により、たという警部「畑川俊徳」(明治十六年四月八日・新潟新聞)についてしたという警部「畑川俊徳」(明治十六年四月八日・新潟新聞)についてしたという警部であつたかも知れない。しかし、彼の氏名は「畑川俊徳」されていた警部であつたかも知れない。しかし、彼の氏名は「畑川俊徳」されていた警部であつたかも知れない。しかし、彼の氏名は「畑川俊徳」されていた警部であつたかも知れない。しかし、彼の氏名は「畑川俊徳」されていた警部であつたかも知れない。しかし、海川徳徳山・大田の大田の内、柴田克己、丹羽済五後のことである(史料十二・本誌九〇頁参照)。

- 19 拙稿・前掲論文・本誌第四十六巻六号・三九頁。
- 20 拙稿・前掲論文・本誌第四十六巻六号・四三頁。

新潟県下頸城自由党逮捕一件(抄)

註

- (1) すでに述べたごとく、文書番号と表題は、筆者の附したものであつ 原文のものではない。
- (2) 行間並に本文中の()は、すべて筆者の註記である。備考もまた同 様である。

高田自由党員動静探偵書

供電覧候也 別紙新潟県令ヨリ差出シタル該県下自由党員挙動探偵書為御含

明治十六年二月七日

内務卿 山田顕義

太政大臣 三条実美殿

(別紙

権理ヲ束縛ン宛モ真綿ヲ以テ首ヲ縊ムルカ如キ有様トナルハ宮二 来ル二月中旬頃ヲ期シ兼テ通謀シタル処ノ各県党員ノ内出京ス ト云フ原由ヲ採聞スルニ政府ハ追々諸規則ヲ改正シ人民自由

自由党高田事件に関する新史料

見込ナリト云フ当高田ニテ出京員ハ赤井景昭井上平三郎風間安太ヲ請願シ若シ其意ヲ達スル能ハサルトキハ其悪奸者ヲ暗殺スルノ 郎ノ三若輩ニシテ各自刀ヲ携帯スル由ナリ又悪奸侫物ト云フハ三 三ノ悪奸侫物ノ為ス処ナレハ何ソ之ヲ傍観スルニ非ストテ其旨趣 条岩倉ノ両大臣山田井上ノ二参議ヲ暗殺スルノ目的ナリ黒田山県 稍ヤ自由党主義ニ適スルモノト云ヒ居レリ

キカ故先ツ暗殺ヲ謀リ之ヲ遂ルニ於テハ尚予備員ヲ以テ此機ニ乗 出京スル輩ハ再ヒ帰国セサル事ヲ決心シ居ル超ナリ シ事ヲ挙ケ一時ニ紊乱スルノ大目的ナリト云フニ聞ケリ故ニ今度 ト雖モ前ニ斃ル、モノナキニ於テハ到底其思想ノ成就スルコトナ 二三の悪奸者ヲ暗殺スルモ偏ニ万民ノ為メニシテ稍ヤ機ハ若シ

日刈羽郡柏崎迄旅行候ニ付忍ヒ巡査ヲ付置候処別ノ所用有之モノ 候尤景昭安太郎ノ両人ハ該居所ヲ不離候ヘトモ平三郎ハ去月十八 、如ク相聞異状無之候尚右等ノ挙動ハ無間断探偵致置候也 (羅) (羅) 古探偵上ニ相関候実際出京スルヤ否ヤ三人ノ挙動厳密探偵罷在右探偵上ニ相関候実際出京スルヤ否ヤ三人ノ挙動厳密探偵罷在

備考 この報告書は、二月七日、内閣書記官長井上毅から、三条太政大 臣、大木(喬任)、井上(馨)、西郷(従道)、松方(正義)、 大山(厳)、佐々木(高行)の各参議に回覧された。 川村(純義)、

新潟県令より内務卿への報告

三月廿日 新潟県令ヨリ電報

八 (四九五)

キ旨検事ョリ依托アリ更ニ警部四名巡査四十名ヲ同地へ差出シタ タルニ国事犯陰謀事件発露シ其巨魁八木原始メ二十二名拘引スベ 自由党長谷川三郎義常事犯ニョリ高田裁判所検事ニテ拘引取調

十六年三月廿一日 新潟発電報

リ此段不取敢上申ス

内務卿殿

新潟県令

備

考

この電報は、三月二十一日、大木より各大臣、参議に回覧され

た

査中ナリ県下一般注意警戒ハ一層加へ置タリ但目下ノ民情ハ極メ 申ノ末ヤギ原ハンシヲ始メ都合二拾名ハ捕縛セリ他四名ハ現今捜 県下中頸城郡自由党員国事犯陰謀発露ノ義昨廿日不取敢概略上

テ穏ナリ

臣岩倉具視、大木、 この電報は、三月二十二日、三条より、左大臣熾仁親王、右大 山県(右朋)、西郷、井上、松方、大山、福岡(孝

悌)、佐々木の各参議に回覧された。

Ξ 新潟始審裁判所上席検事正木昇之助より司法卿への報告

検事ヨリ捕獲ヲ指揮セシ由当地ニテモ唯今県会議員三名捕獲ス此 段御届及フ

高田自由党過激ノ者二十四名国事犯陰謀ノ証拠アリ支庁詰安達(足)

此地捕獲ノ者モ支庁へ引渡スヘキ哉此事件都テニ付如何心得可

知ニ及フ

然哉御指揮ヲ乞

明治十六年三月廿一日午前八時四十五分

新潟始審裁判所 正木検事

大木司法卿

新潟始審裁判所高田支庁検事足立隆則より司法省第十局

(検務)へ報告

四

司法省第十局

電報訳 新潟始審裁判所

渡辺検事

安藤大書記官

高田支庁

三月廿日午後一字発 三時着 廿一日午前十字落手

検事足立隆則

直チニ党類二十三名捕獲ヲ命ス依テ此上ノ所分方伺タク此旨御通(まま) 郎ヲ訊問スルニ重富等ト共謀セシ旨白状セリ如此緊急ニカ、ル故 直ニ開封セシニ当地自由党過激ノ巨魁八木原重富等ト策リ政府ヲ(繁祉) 軽罪犯長谷川三郎捕縛ノ際司獄官ニ於テアヤシキ書状ヲ発見シ

五 新潟始審裁判所高田支庁検事足立隆則より司法省第十局への

高田の自由党員不穏の状況報告

共右検事之書面ニテ概略之模様推知スペクト存候ニ付一応供尊覧ニ付朱書之通局長ヨリ及廻答置候次第ニテ同所事実ハ不相分候得有之候右ハ兼テ高田検事足立隆則ヨリ別紙ノ通伺出候儀モ有之候高田自由党員之内昨日同所ニ於テ捕縛致候電報御承知之通リニ

十六年三月廿二日

三条太政大臣殿

司法卿 大木喬任

二於テ北陸七州自由党懇親会相開キ候ニ付其目的ヲ捜ルニ名ハ懇キ計較ヲ以テ一層厳密ニ捜査罷在候処来ル十日石川県下越中高岡模様有之候ニ付未発前ニ在テ其証左ヲ挙ケ捕獲ノ手続ヲ施行スベニ気脈ヲ通シ同時ニ暴発ニ可及ノ容子陰然相見へ其期已ニ切迫ノ於テハ目下生計上ノ窮迫ヨリ陽ニ政治ノ改良ヲ図ルヲ名トシ各地之旁赴任以来精々該捜査ニ注意着目罷在候処果シテ彼ノ過激輩ニ対所大の目下生計上ノ窮迫ヨリ陽ニ政治ノ改良ヲ図ルヲ名トシ各地之等赴任以来精々該判立の場所と、

新潟始審裁判所

高田支庁詰

明治十六年三月四日

検事

足立隆則

本省第十局

検事長 渡辺 驥殿

大書記官 安藤則命殿

ニ付尚其自然捜査費モ相蒿候条此段御含迄申進置候也共猶両貴官ヨリ御添意有之度候且又当地目下ノ景況ハ本文ノ次第

追テ高岡最寄ノ各検事へハ小官ヨリ照会ニ及ヒ候儀モ有之候得

八三

自由党高田事件に関する新史料

(四九七)

自由党高田事件に関する新史料

右回答(以下朱書)

及御回答候也 の御回答候也 の御回答候也 の御回答候也 の御回答候也 の一応御申出可有之尤右ニ関スル費用へ別段申立有之可然候右 が大精密ニ捜査シ其事明確ナルニ至ラサレハ容易ニ着手スヘキニ ル共精密ニ捜査シ其事明確ナルニ行充分精密ニ捜査ヲ遂ケラルベシ然 の御回答候也

司法省第十局

明治十六年三月七日

以事 渡辺 驥

大書記官安藤則

足立隆則殿

新潟始審裁判所高田支庁

西郷、山県、山田、井上、松方、大山、福岡、佐々木の各参議に回覧考。 右の文書は、三月二十三日、三条太政大臣より左大臣、右大臣、

備

された。

発覚状況報告新潟県令より内務卿へ長谷川三郎逮捕による内乱陰謀

六

実況詳報方相達置候処別紙之通申報候ニ付此段内申候也新潟県下頸城自由党逮捕ニ付当初首告長谷川三郎ナルモノ取調

十六年三月三十日

八四 (四九八)

内務卿 山田顕義

太政大臣三条実美殿

シタル警部ヲ同地ヨリ直ニ出京シ具状セシムベシ此段上申候也 密ニ分リ難ク事情モ可有之ニ付尚詳細ノ儀ハ実地ニ臨ミ事情詳悉 儀ニ候同地ハ本県ヲ距ル三拾余里目下雪路遠隔ノ地ナレハ逐事細 祉始廿余名ノ逮捕状ヲ発シ其抅引方ヲ高田警察署ニ依托相成タル 庁検事へ告発シタリ夫ヨリ検事ニ於テ取調有之右関係人八木原繁 メ武田監守長ョリ治罪法第九十六条ニ従テ新潟軽罪裁判所高田支 ヲ記入シ又タ妻ニ訣別ノ意ヲ含ミタル書状等モ有之不容易者ト認 来ノ交誼ヲ以テ妻子養育ヲ知己ニ托スルノ書中刺客ヲ募ル手順等 河ヲ為シ云々熱血ヲ以テ自由ヲ買フノ際万一志ヲ達セサル時ハ従 之ヲ開披シタルニ今般八木原等帰村ノ上ハ充分計画ヲ悉シ屍山血 諭ヲ加エ規則ニ於テ開披セサルヲ得サル旨監守長ヨリ得心セシメ 留置スルニ当テ所持品ヲ改ムルニ堅ク開披ヲ拒ム書類有之懇篤説 第百四十一条ニ拠リ武田警部ヨリ告訴ニ及ヒタリ然ルニ其取調中 内ニ於テ雪ヲ投シ妄ニ放尿ヲ為シ暴行ニ至ラントスルヲ以テ刑法 警部武田成物面会シタルニ種々論難ノ末官吏侮辱ノ廉アリ且署境 察署へ出頭シ頻リニ署長へ面会ヲ請求スレトモ署長不在故同署詰 原ハ本月十八日西ケ窪村寄留東京府平民長谷川三郎ナル者突然警 曽テ上申致置候県下中頸城郡自由党輩国事犯隠謀発露シタル起

明治十六年三月廿三日

新潟県令 永山盛輝

内務卿 山田顕義殿

参議に回覧された。 考 この文書は、三月三十一日、三条太政大臣より、左大臣、右大 大木、山県、西郷、井上、松方、大山、川村、福岡、佐々木の各

t 新潟県令より内務卿へ一斉検挙の人名報告

置候処尚復タ別紙ノ通リ逮捕人名詳細申出候ニ付此段上申候也 新潟県下頸城自由党今回逮捕ノ義過日電報写ヲ添不取敢及内申

明治十六年三月二十八日

内務卿 山田顕義

太政大臣 三条実美殿

義ハ書記官及警部長ヲ実地へ差出候間追テ詳細具申致ス可キモ不 露頭:付就縛及未就縛之人名別紙之通:有之其起因並ニ証拠等之 昨廿一日電報ヲ以テ致上申置候県下中頸城自由党員国事犯陰謀

明治十六年三月二十二日

取敢犯者人名迄此段上申候也

内務卿 山田顕義殿

自由党高田事件に関する新史料

新潟県令 永山盛輝

頸城自由党国事犯陰謀露顕ニ付就縛及未就縛人名

中頸城郡小猿屋村平民

笠松 立太

同郡水吉村平民

横山 璟

同郡小出雲村平民 小島 周(治)

同郡高田五分一町士族

森山 信一

同郡自由党幹事 加藤 貞盟

同郡樋場村平民

同郡馬屋村平民

風間安太郎

同郡高田五分一町寄留平民

同郡同地五分一四町士族 宮沢喜文治

小林 福宗

同郡同地裏川原町士族

八木原繁祉

同郡同地川原町士族

今村 致和

岡崎 直中 同郡同地同町士族

同郡井ノロ村平民

八五 (四九九)

上田 良平

同郡同地木築町士族

赤井 景韶

同郡砂山村平民

土肥善四郎

同郡直江津横町平民

享太

樋口

同郡城ノ越村寄留(腰)

党留セサル者ナリ 此二名ハ未タ頸城自由 古河 良治 長谷川三郎

同郡今曽根村平民

堀川信一郎

鈴木 昌司 同郡代石村平民

県会常置委員

同郡荒戸川沢村平民(河)

江村 正英

県会議員

右二十名高田警察署及新潟警察署ニ於テ捕縛

八木原繁祉同居同人実弟士族

井上平三郎

右井上八石川県ニテ捕縛

鈴木昌司同居同人実弟平民

江村正英同居同人実弟平民

右目下搜索中

現地派遣柴五等属より内務卿への報告

柴五等属ヨリ今復タ別紙之通電報有之候ニ付此段内申仕候也 明治十六年三月廿六日

新潟県下自由党拘引候ニ付過ル廿四日付再応内申候処当省派遣

内務卿

山田顕義

太政大臣三条実美殿

三月廿六日午前九時二十分在高田柴五等属ョリ電報国事犯一件

事ノ探偵者ニテ陰事ヲ扞バキシ事実頗ル瞬昧今ニ至リ犯罪証拠確八木原等二十名余ノ外他ニ関係ノ有無未タ分ラズ長谷川三郎ハ検 実ナラス本件ニテハ検事軽挙ニ不満且ツ今後ノ処分ニ苦シメリ

九 現地派遣柴五等属より警保局長への詳報

ルモノニ過マラレ未タ時期ノ至ラサルニ軽率着手セシモノノ如シ リ扨這回ノ件当裁判所検事足立隆則等長谷川三郎東京ノ人医術ヲ 昨夜当高田着幸イ井上警部長ニモ出張候ニ付当所滞在ニ決定セ

八六

東頸城郡仁上村平民

本山

··信 信(次 二次

(五〇〇)

江村

正綱

隔ノ地ニアリ検事ヨリ切迫ノ請求ニ依リ捕縛方着手セシナレトモルラ得サル場合ニ立到リ候へトモ多少差支モ可有之ト警部長等ニルヲ得サル場合ニ立到リ候へトモ多少差支モ可有之ト警部長等ニルヲ得サル場合ニ立到リ候へトモ多少差支モ可有之ト警部長等ニルヲ得サル場合ニ立到リ候へトモ多少差支モ可有之ト警部長等ニルヲ得サル場合ニ立到リ候へトモ多少差支モ可有之ト警部長等ニルヲ得サル場合ニ立到リ候へトモ多少差支モ可有之ト警部長等ニア三郎事表面自由党員ナリシモ実へ検事ノ探偵者ニシテ常事犯ヨリ三郎事表面自由党員ナリシモ実へ検事ノ探偵者ニシテ常事犯ヨリ三郎事表面自由党員ナリシモ実へ検事ノ探偵者ニシテ常事犯ヨリ

疑惑ヲ生シ俄然脱党届書等陸続有之候由 右件ニ付当県他自由党員激動セサルノミナラス却テ恐怖互ニ

今ニ至リ後悔ノロ気共有之候

ノ見込県令へ問合中ノ由ナリ

モ目下ニ至リ無事平常ノ通リ - 県下一般人民一時ハ浮言等モアリ何トナク不穏ノ景況ナリシ

右委細ノ義ハ追テ取調具申及フヘク候へ共不取敢大略及報告候

-六年三月二十六日

勝間田警保局長殿

柴 太一郎

捕獲ニ着手セリ此際警官人少ナルヲ以テ本県ニ派遣ヲ乞コ本県ニ不十分ナルヲ以テ一応ハ拒ミシニ遂ニ職権ヲ以テ命令セシニヨリハ木原始メ犯罪捕獲方当警察署へ依托セシニ赤木署長ニ於テ証憑先書匆卒申上候処今回ノ件当裁判所検事ノ処分着手ニ係リ当初

自由党高田事件に関する新史料

予テ注意書類犯具等隠匿セシモノナルヤ今ニ至リ証拠十分ナラス事補堀小太郎新発田人往探偵ノ為メ予テ自由党員ニ懇親ヲ結居該党事補堀小太郎新発田人往探偵ノ為メ予テ自由党員ニ懇親ヲ結居該党事補堀小太郎新発田人往探偵ノ為メ予テ自由党員ニ懇親ヲ結居該党事補堀小太郎新発田人往探偵ノ為メ予テ自由党員ニ懇親ヲ結居該党事補堀小太郎新発田人往探偵ノ為メ予テ自由党員ニ懇親ヲ結居該党事補堀小太郎新発明会セシニ検事ニ於テハ県官ト違気込強ク検検事へモ引合事実照会セシニ検事ニ於テハ県官ト違気込強ク検

国事犯一件書類及長谷川三郎ノ事実等巨細ノ所速ニ御報告及度、熟セサルニ予備完全ナラスシテ軽率着手セシ辺ハ免レマシク哉、ルハ勿論狂暴ノ所為アリシハ断シテ相違アルマジケレトモ時期トモ八木原列ノモノノ心術ニ立入ルトキハ禍心ヲ包蔵セシモノ右ノ通リ検事ト県官ト意見ヲ異ニシ孰レカ尤ナルヤ認メ難々候

ト雖モ国事犯ノ見込ハ決テ違ハスト申コトナリ

と

(五〇二)

警察署へモ頻々督促致居候へ共未タ纒リ兼候都合明日中ニハ一通

先書申上候通目今県下一般静謐:候条御懸念有之間敷候

取調相成ヤ御了知有之度候

十六年三月廿七日

右及御報告候也

柴 太 一

郎

勝間田警保局長殿コア年三月七七日

り内務卿への報告 - 長谷川三郎の「発狂」について石川県令、新潟県令よ

未タ詳ナラス候得共御含ノ為一応及内申置候也号報告有之ニ付尚取調候処乙丙号ノ通リ回報有之候右首告ノ真否長谷川三郎ナル者初メ石川県下ヨリ押送ノ際狂体ナリシ旨別紙甲長谷川三郎サル者初メ石川県下ヨリ押送ノ際狂体ナリシ旨別紙甲

内務卿 山田顕義

太政大臣 三条実美殿

明治十六年三月廿四日

甲号 三月廿一日 石川県令ヨリ暗号

アリタル旨高田警察署ヨリ報知アリ即チ御回答ニ及フ長谷川三郎発狂ノ事検事ニ問合タル処更ニ御懸念ナシトノ返事乙号 三月廿三日午后一時五十分 新潟県令ヨリ暗号

丙号 三月廿三日 石川県令ヨリ電報

十一 東京控訴裁判所検事長岡本豊章を現地へ派遣するの件

ニ相違ナシト見ル大事ヲ密議シタル事ナシト信ス

知置相成度内申致候也と名義ヲ以テ昨廿五日未明ヨリ高田ニ向ケ出張為致候条此段御宝之名義ヲ以テ昨廿五日未明ヨリ高田ニ向ケ出張為致候条此段御宝有之候テハ不相済候付東京控拆裁判所検事長岡本豊章ヲ管内巡廻有之候テハ不相済民谷川三郎其外捕縛一件事実不相分且処分上不都合

明治十六年三月廿六日

司法卿 大木喬任

三条太政大臣殿

十二 新潟県令および柴五等属より内務卿への報告

明治十六年四月五日乙号当省派出柴五等属コリ報告有之候ニ付此段内申候也乙号当省派出柴五等属コリ報告有之候ニ付此段内申候也新潟県下頸城自由党逮捕一件ニ付尚復別紙甲号該県令コリ申出

内務卿 山田顕義

太政大臣 三条実美殿

甲号 自由党員捕獲之始末上申

途次本県西頸城郡名立駅ニ於テ巡査光用常正釈放ヲナセシハ高田軽罪裁判所高田支庁検事ノ嘱託ナリトテ右三郎ヲ捕縛伝逓護送ノテ仝人越中地方漫遊ノ際石川県高岡警察署放生津分署ニ於テ新潟村寄留東京府平民長谷川三郎ナル者突然高田警察署へ出頭シ署長村の出頭域郡自由党員捕縛之原由ハ本月十八日中頸城郡西ケ窪

自由党高田事件に関する新史料

ニおゐて就縛続テ廿一日至リ県会議員へ新潟におゐて鈴木貞二江(まま) (まま) (まま) (まま) (まま) (まま) 村正綱本山信二ハ自宅ニ於テ捕獲セリ而シテ井上平三郎ハ石川県 高田警察署長赤木警部へ指揮アリシニ依リ則チ本月廿日ヲ以テ勾 検事足立隆則へ送致セシ処同処ニおいて右長谷川三郎ヲ一応訊問ち宛手紙である)ヲ発見セシヲ以テ容易ナラサル書面ト見認直チニ 嘱託等為シタル事ナシト云ヒシ処彼レ是暴言ヲ吐露シテ罵詈シ或しま*)シタルモノナレハ嘱託シタルト申聞ケラレタシト迫レトモ決シテ 罪裁判所高田支庁検事へ宛タル封書ヲ検事補堀小太郎開緘ノ際人 セシコトナキ旨説明スルモ彼レ云ヘルニハ放生津分署ヨリ新潟軽 セラレタルモノナラン其理由ヲ承リ度旨陳述スルニ依: 右等嘱託 警察署ヨリ右放生津分署ニ向ツテ捕獲ノ事ヲ嘱託又ハ照会シ捕獲 ニ於テ就縛ノ旨同廿二日通知有之依テ令状丈ケノ人員ハ悉皆捕得 引方ニ着手候処内井上平三郎鈴木貞二江村正綱本山信二及ヒ県会 立太外弐拾弐名ノ拘引状ヲ検事足立隆則ヨリ相発シ執行方ノ義ヲ 之処別紙口供之通申立タル趣ヲ以テ本月廿二日上申致置候通笠松 谷川より大島安治宛手紙、長谷川より布施徳太郎宛手紙、長谷川より凄さ 成物ハ将サニ拘留セントスルニ際シ所持品取調之節別紙三通(トン 日検事ニ於テ拘留状ヲ発セシヲ以テ高田警察署警部兼看守長武田 ノト見認新潟軽罪裁判所高田支庁検事へ送付セリ然ル処本月十九 該署庭前ニ放尿スル等官吏ノ目前ニ於テ言語ヲ以テ侮辱シタルモ セラレサレハ放生津分署ニ於テ自分ヲ縛スルノ理由トシ依之嘱託 相書ニヨリ自分ヲ捕縛スル旨文言アリタリ是レ則チ当署ヨリ嘱託

(五〇三)

俊ヨリ直ニ御聞ニ相成候様仕度此段上申候也相違之廉モ可有之哉ニ候得共未タ確ト分兼候ニ付出京警部頴川徳県ニ於テ捕縛云々続テ高田警察署へ出頭ノ事ニ至リテハ聊カ事実査等数名派出厳密捜索中ニ有之候将タ前陳長谷川三郎ナル者石川相成候ニ付家宅捜索ノ義モ警察本署員ヲ始メ隣接各警察署警部巡相成候ニ付家宅捜索ノ義モ警察本署員ヲ始メ隣接各警察署警部巡

明治十六年三月廿六日

新潟県令 永山盛輝

号 内密探偵書

内務卿

山田顕義殿

探偵書

面会東京府平民長谷川三郎ヵ石川県放生津分署ニ於テ捕繩高田支

明治十六年三月廿三日高田警察署ニ於テ石川県警部松井良哉

査某ニ出会シ分署長ニ面謁センコトヲ求ム巡査答フルニ該時分日午後二時発足帰高ノ途中放生津町ニ於テ偶々放生津分署詰巡州懇親会ニ臨席シ該会未タ開会ニ至ラザル前突然会揚ヲ脱シ同一 長谷川三郎ナル者本月十日石川県高岡ニ於テ開キタル北陸七庁検事へ護送シタル顕末ヲ録スル左ノ如シ

係ラハ分署ニ於テ聞取ルベシ三郎曰ク事頗ル機密ニ渉リ分署ニ 郎家族ヲ退ソケンコトヲ乞フ依テ巡査ハ家族ヲ退ク三郎曰ク余 テハ他聞ヲ惮ル願クハ内宅へ行カン巡査之ヲ諾シ私宅へ伴フ三 ニ言テ曰ク機密ノ用談アリ願クハ内宅ニ伴ハレヨ巡査問フニ公 ヲ求ム巡査答フルニ即自分ハ其次席ナルヲ述フ時ニ三郎該巡 ナルヤ私用ナルヤヲ以テス三郎曰ク公用ナリ巡査曰ク公事ニ 在ナルヲ以テス依テ三郎又次席ノ巡査ニ 面謁セン コ

高田裁判所ノ内指命ヲ受ケタル者ナリ是非請求通取扱アランコ 命ト云へハ足下ハ必ス仕官ノ人ナルベシ何官省又ハ何庁ニ奉職 仕為シ高田迄護送セラレンコトヲ請求スト巡査ノ曰ク政府ノ内 カニ該会ヲ脱シ帰高スルノ途次也想フニ之レヨリ先キ一人ニテ 国事探偵者ト為シ頻リニ疑惑ヲ抱キ遂ニ殺害セント謀ル依テ窃 ニ該会ニ於テ国事犯ノ陰謀ヲ為シタリ然ルニ会員中余ヲ目シテ トヲ乞フ巡査之レヲ諾シテ即チ沿道各警察本分署へ宛高田検事 ノ人ナルヤ三郎日ク政府抔トハ余リ仰山ラシク申シタルカ実ハ ハ頗ル危険ノ念ナキ能ハス故ニ願クハ仮リニ余ヲ犯罪人ノ体ニ 引渡ノ伝逓状ヲ発シ巡査ヲシテ護送シ該地へ発程セシメタリ

> サルカ如シ漸クニシテ巡査二名ヲ以テ之レヲ護送セリト ニ於テ余ヲ殺シ呉レヨト言テ動ス百方之レニ説論スレト テ曰ク余ハ罪人ナリ帰郷ノ后ハ殺サル、ハ必然ナリ寧ロ此ノ所 リ又護送ノ途中或ル町端ツレニ来リシ時大道ニ安坐シ巡査ニ向 之レヲ服ス其状恰モ狂人ニ異ナラス是発狂ト認ムルノ第 ・モ聞得 点ナ

証拠ノー 小林福宗方より捜査ノ上揚 ト認ムルノ第二点也

只今愚弟ニ托シー書拝呈可申之際御芳書ニ相成演舌会開ニ

ハ政府ノ内用ヲ帯ヒタルモノ也抑這回高岡懇親会ニ臨席シタル

拳足ノ心得ニ候処右之義ニ付旁支度次第出京ニ決シ候右ニ付雅兄本ノマ(6) 本ノマ(6) 本ノマ(5) 本ノマ(5) 本ノマ(5) がフロー 本ノマ(5) がフロー 本ノマ(5) 今夕刻ヨリ御賁臨被下度偏ニ希候御答旁右得御意度如此候也 当被下度幾重奉願候其法方ニ付テハ種々考案モ有之候間乍御苦労 鳴鶴社之維持及ヒ自由党結合法等僕留主中両三名ト御申合専ラ担。(まま) 非ス勅諭ノ一文ナリ因テハ憂国ノ士此際ニ区々郷里ニ手ヲ拱スヘ 之通明治十八年十月十二日堂々タル我日本帝国亡滅之日ナリ他ニ 橋ニ一昨日ヨリ昨日一日ニ相成居候間委細了承仕候付テハ御承知

十月十八日

裏面 八木原繁祉

表面 高田中学校ニテ 小林福宗様

梧下親展

自由党高田事件に関する新史料

査先ツ自ラ其薬ヲ嘗メ毒薬ニアラザルヲ証明ス依テ始メテ漸

余レヲ殺サントスルモノナリト

謂テ薬ヲ服スコトヲ拒ム依テ巡

モ其容体常ナラザルヲ以テ薬虫ヲ与ヘントスルニ毒薬ヲ以テ ザルニヨリ病苦ノ如何ヲ尋タルニ病ニアラザル旨ヲ答フ然レ 護送途中滑川分署ニ至ル頃三郎ノ顔色啻ナラス且ツ絶テ飲食

九

(五〇五)

警部長井上正貞意見書

犯等ニ 肩ヲ Щ ヲ 警部一名ヲシテ実地ノ景況捜査旁補助員トシテ差向ケ高田警察署 雖モ万一一歩ヲ誤リ該党ニ先ンセラル、トキハ国家ノ一大事ニ什 末其後暴挙切迫ノ趣申越シタリ去迚或ハ然ラサルモノト見込ムト テ 趣差示シ又追々県令並ニ拙官ヨリ苟モ軽挙ニ着手ヲ施シ万一モ 過大ニ聴込ミ暴挙測リ難キノ趣本県庁へ報告ノ処素ヨリ前顕ノ如 夕 郎其外共同会ニ臨ミタル処右長谷川三郎カ放生津ニ於テ縛ニ就キ 乏シク又ハ極メテ糊口ニ苦シメリ即チ徒ラニ飢餓ニ死シ又ハ常事 云 直チニ相分リ居レリ高岡開会ニ付テハ決シテ驚クヘキニ非サ ハ反間 (々ヲ以テセシ趣且其素行ハ甚タ疎暴ナリ故ニ善良ノ士ハ之レ・以テ実行セサレハ遂ケ難シ則常ニ同志ニ語ルニ大臣参議ヲ暗・ 国家ノ治安ニ関係スル難事ヲ惹起シテハ不相済旨堅ク相示セ - 反間自由党ヲシテ拙官ヨリ高岡ニ放チ入レタルニ付同会ノ模様 詳明セリ因テ臨機ノ処置方不誤様方策ヲ回シ有之然ル処此度石 如クニシテ追ニ切迫ノ情勢アリ故ニ一挙一動ニ応シ探偵ヲ尽シ(キサキ) 県高岡懇親会ニ応シ右党員ノ内八木原繁祉井上平三郎長谷川三 ントスルモノノ如シ加フルニ該党ノ錚々タル壮士輩ハ到底決死 挙動ヲシテ新潟軽罪裁判所高田支庁在勤検事並警察署ニ於テ 同フスルヲ耻チテ之レヲ擯斥セリ加之該党ノ内多クノ資産ニ 就中頸城自由党ハ詭言激論ヲ尊ミ其論 罪 ノ自由党ヲ養ヒ彼ノ内部ニ立入レ置タルニ付逐次其事情 セラレンヨリハ寧ロ国事犯ニ名ヲ留メント冀図セシモ 由党ノ儀ハ追々内務省ニ開申セシ通ニテ急進過激ヲ主 ノ精神タルヤ革命ヲ試 ル

書記官並拙官等昼夜兼行 至ル三十五里糸 ニテ高田ニ着テ加エタリ テニ名ヲ引致シ高田ニ護达スルノ手続ヲ為シタリヲ加エタリ ニ十一日高田検事ノ令状ニ四テ新月警察署部下ニ於 シ 権減縮不服ナリトセル議員等ノ破壊主義ヲ翼賛シ以テ不服ヲ鳴 陰謀ノ範囲ニアルハ論ヲ俟タス殊ニ別号書面罪跡アル ヲ得ス然リ而レトモ抑常ニ該党ノ思想ヲ罰シロ頭ヲ罸スル セサルノ初メニ当レリ乃チ予知セシカ如キニシテ其実アルヲ見ル 件有無取調タル処豈図ランヤ別紙壱綴ノ通ニテ未タ暴挙ノ手段熟 署長並検事ニ面接シ委曲其着手ノ事実ヲ聞キ証拠類ヲ通閲予備物 ヲ生セサラシメ並該党ノ共犯ニ予防シ以テ管内一般ノ取締ニ注意 々開申セリ此時ニ当テ各警察署長ニ令ヲ下シテ其部下民心ノ疑惑 揮ヲ以テ逮捕状ヲ発シ該党員若干名ヲ捕縛シ残テ若干名捜査中云 テ高田ニ発遣セシメタリ然ル処翌廿日午前確証アルニ付検事ノ指 ヤ折返シ報スヘキ旨相達シ且ツ変ニ応シ警戒旁警部並ニ巡査ヲシ 付巡査ヲ派遣セシムベキ旨電報ニテ申出タリ玆ニ依テ弥確証 辱罪ヨリ ノ勢ニテハ本年三月県会開設ニ際シ昨十五年第六十八号公布 レタリ早晩決死ヲ以テ革命ノ暴挙ヲ企ツモノト察知セラレ且当時 出張セシメタリ然ル処去ル十九日午后十一時過キ長谷川三郎 モノト ノミナラス猶目今ノ捜査ニ於テ得タル外ニ証拠書類ヲハ隠匿 根拠トシ夫ョリ前 知ラレ 国事犯陰謀発覚セリ巡査参集次第直チニ着手致スベクニ タリ故ニ旁以テ精密捜査中ニ有之爰ヲ以テ考案 顕ノ陰謀ヲ熟セ シメント欲スルニ在タル趣 ニテ高田ニ着シ直チニ警察 而シテ木梨大 モノト トキ 知ラ アル ス 侮

シ地方民治ニ大関係ヲ生シ将来収拾ス

ヘカラサル

ノ災害ヲ起スハ

ル

二万一

軽

々シクシテ無罪放免トナルトキハ大政府ノ御失体ヲ醸

見込ニ有之即チ前段ノ要領ニ対シ県令ニ商議中ニ付概略ノ事情ヲ 必然ナリト信ス依テ事実ヲ糺治シ適応ノ御処刑相成様結果ヲ得度

挙テ記載セシナリ

取敢此段内申致置候也 明治十六年四月四日

三条太政大臣殿

司法卿

大木喬任

但別冊ハ御覧済御返付被下度候也

(朱書)

臣、大木、山県、井上、松方、大山、福岡、佐々木の各参議に回覧さ

四月六日、三条太政大臣より、左大臣、右大

考 これらの書類は、

司法卿申出ニテ本別紙ハ同省三等属氏家邦卓へ渡ス

<u>ተ</u> 大木司法卿より三条太政大臣への報告

上処分ニ可及義モ可有之候得共差向キ捕縛人共ハ岡本検事申出之 シ候ニハ本省伺定之上ナラテハ処分不相成旨兼テ相達置候次第モ 同所自由党挙動之義ニ就テハ不宜ル趣モ相聞居候ニ付自然着手致 以報知之末同人意見書並ニ同所ニテ取調之書類等送致伺出申候抑 通至急釈放候方可然ト考慮致候ニ付右取計可致候仍テ御聞置迄不 ル次第ニ候得共今更致方無之右不都合取計候者ハ尚又実際詳知之 有之候処右訓示不相守ルノミナラス不都合之計画致候義ハ不相済 高田一件ニ付同所出張検事岡本豊章ヨリ該地之模様追々電信ヲ

(1) 検事福鎌芳隆は、足立検事の前任者で、神戸始審裁判所へ転任した りに信疑は知らず」と報じているから、福鎌検事が、八木原一派の動き が同所裁判所在任中既に探索をなし証跡をも略発見し置かれたるものな 月十一日、新潟新聞は「道路の風説には今回高田事件の起因は福鎌検事 を内偵していたことは、世間にも洩れていたものと思われる。 二九頁参照)、同日かあるいはその前後であろう。 なお、 明治十六年四 十六年一月二十四日であるから(拙稿・前掲論文・本誌第四十六巻四号 人である。その転任発令日は明らかでないが、足立検事の着任発令日が

(5)(6)「本ノママ」というのは、「原文のまま」という意味であろう。 定した訳文とを併記しているのである。 (2)(3)(4) 電報の文意がわからないので、その意味不明の電文と